

○本庄市議会傍聴規則

平成18年2月17日

議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第130条第3項の規定に基づき、本庄市議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般傍聴席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受け、傍聴席に入場するものとする。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、代表者又は責任者の氏名及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受け、傍聴席に入場するものとする。

(傍聴券の提示)

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第5条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴の人員の制限)

第6条 傍聴の人員の制限は、議長がこれを定める。

(議席への入場禁止)

第7条 傍聴人は、いかなる理由があっても議席に入ることができない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する

る示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帶びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならぬ。

(1) 静肅にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月4日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年1月26日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年1月5日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。